

6月は動物の正しい飼い方推進月間です



動物の正しい飼い方を普及・啓発し、動物による危害や被害を未然に防止するため、6月1日から30日まで県下一斉に「動物の正しい飼い方推進月間」が実施されます。

動物を飼っている方は、次の事項を守りましょう。

○捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは、家族の一員として終生飼うようにし、決して捨ててはいけません。

動物をみだりに捨てると、「動物の愛護および管理に関する法律」により罰せられます。

○避妊・去勢のすすめ

犬や猫を飼っている方で、繁殖を希望しない方は、不幸な命が生み出されないよう、避妊・去勢手術を受けます。

○犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは、農作物の被害や事故の原因となります。

犬の放し飼いは絶対にしないでください。

○犬の散歩はエチケットを

守りましょう

散歩時の排泄物は飼い主の責任で始末してください。また、散歩時は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる方が連れて行きましょう。

○しつけの実施

他人に迷惑をかけることのないよう、飼い主の方は、必ずしつけをしましょう。

○犬の登録と狂犬病予防注射は必ず受けましょう

犬の登録をしていない方や平成26年度の狂犬病予防注射を受けさせていない方は速やかに行ってください。

○猫は屋内で飼いましょう

糞尿や鳴き声などによる被害を防止でき、また、感染症や交通事故などの危険から猫を守ることができま

○危険な動物の飼育許可

毒へびやワニなど、人に危害を加える恐れのある危険な動物を飼う場合は、県知事の許可が必要です。

※やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫の引き取りについては、千葉県動物愛護センター

1 (☎0476-93-5711) にご相談ください。

環境課 ☎443-1406

おむつの給付事業

在宅で常時おむつを使用している満65歳以上の方に

おむつの給付を希望する方は、地域包括支援センターに申請してください。

介護保険の要介護4、要介護5の認定を受けた方

で排泄行為の全てに介助が必要な方

おむつ、尿とりパッドなど市指定のカタログから選んだものの月額6000円分(毎月、指定業者が自宅へ配送します。)

地域包括支援センター ☎443-1207

知っていますか? 地域包括支援センター

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です。

- ・入院したが、この先どうしたらよいか心配
・退院後に、トイレや入浴に困りそう
・介護サービスの利用方法が知りたい
・介護を受けられずに困っている高齢者がいる

社会福祉法人寿陽会 ☎445-6317

※次の委託先でも相談の

社会福祉法人生活クラブ風の村 (東吉田368番地) ☎440-0302

GPS位置情報検索装置の

初期費用を助成しています

GPS位置情報検索装置とは、人工衛星を利用し位置情報の検索ができる機器

方などに、初期費用を10800円まで助成していますので、契約前にご相談ください。

地域包括支援センター ☎443-1207

自己の個人情報開示請求と公文書公開請求の状況

市では、個人情報を正しく取り扱うために必要な事項を定めた個人情報保護条例と、公文書の公開を請求する市民の皆さんの権利を定めた公文書公開条例を制定しています。

市では、情報を広く公開することによって多くの皆さんに市政への理解と信頼を深めてもらうため、市が保有し

求の状況をお知らせします。 総務課 ☎443-1113

自己の個人情報開示請求の状況

Table with 7 columns: 開示請求先, 件数, 開示, 部分開示, 非開示, 取下げ, 不存在. Rows include 市長, 教育委員会, 議会, etc.

公文書公開請求の状況

Table with 7 columns: 公開請求先, 件数, 公開, 部分公開, 非公開, 取下げ, 却下. Rows include 市長, 教育委員会, 議会, etc.